

地方行財政改革委員会（2007年度・大橋洋治委員長）提言

「基礎自治体のガバナンス改革」

～課題と改革の方向性～

地 方行財政改革委員会（2007年度・大橋洋治委員長）は、6月24日、提言「基礎自治体のガバナンス改革～課題と改革の方向性～」を発表した。地域主権の確立（地方分権改

革の推進）実現のためには「基礎自治体」の経営力強化が重要であり、「基礎自治体ガバナンス改革」に早急に取り組まなければならない。また、道州制導入の際にも、地域の核となる基礎

自治体のガバナンスが働き、自立していなければ道州制は機能しない。本委員会では、こうした問題意識に基づき議論を重ねたほか、北海道などへの視察も行い、提言をとりまとめた。

提言の概略

● 第1章 基礎自治体ガバナンスの現状と課題

I 基礎自治体ガバナンスの現状と課題

1. 行政（執行機関）

- ①行政サービスの非効率性、硬直的・閉鎖的な公務員制度
- ②行政の情報公開・発信の不足

2. 地方議会（監視機関）

- ①地方議会の透明性の欠如、運営の形骸化
- ②監視機能、立法機能の欠如

3. 住民、企業・NPOなど（ステークホルダー）

- ・基礎自治体の構成員であり重要なステークホルダーである住民の自治体経営への参加が不足。
- ・情報公開、政策評価等、住民参加を喚起する仕掛けも不足し、住民の参画意識、ガバナンス機能は低い。

II 民間企業との比較から見た現状の基礎自治体のガバナンス体制

《相違点》

- ・首長は住民が直接選出し、議会の権限濫用を防ぐ絶大な権限を持つが、企業経営者の選出は議院内閣制に近い。
- ・基礎自治体は住民・議会の監視が弱く、行政サービスの評価とは関係なく税金を徴収（収入を得ている）。
- ・企業の市場（株主・顧客）によるガバナンスは非常に強い。

《類似点》

- ・双方ともステークホルダーにとって事業執行の適正さを確保する為の監督役として、議会、取締役会を設置。



現在、基礎自治体は、市場からのガバナンスが民間企業と比較にならないほど弱く、また今後、地方分権推進により地域間競争がはじまり、金融・政策市場等に評価され、市民・企業が基礎自治体を選ぶ時代が到来することを考えれば、民間企業同様あるいはそれ以上に効率的な経営、厳格なガバナンス体制の整備が必要。

● 第2章 基礎自治体ガバナンスのビジョンと改革の方向性

I 地域主権時代における地方政府～行政・議会・市民のチェック・アンド・バランスによるガバナンス体制～

- 国から地方へ権限・税財源の大幅移譲により、自己決定・選択、自助努力、自己責任の基礎自治体経営へ。(行政権、財政権、立法権をもつ完全自治体、基礎地方政府の実現)
- 行政組織の自己規律の向上と地域の立法府である地方議会の能力向上、そして、市民による自治への積極参加のチェック・アンド・バランスによるガバナンス体制の強化が重要。

II マニフェスト・情報公開・政策評価に基づく行政のガバナンス改革（自己統制）

1. マニフェスト選挙による首長の選出—目標・政策の明示によるトップマネジメント強化
 - ・「マニフェスト」「情報公開」「政策評価」は基礎自治体経営ガバナンスの3大ツール。首長マニフェストは市民との契約書であり、自治体経営方針・目標などを具体的にし、実現に向けた体制づくりをすべき。
2. 政策マネジメントの確立—情報公開と政策評価の徹底によるマニフェストサイクル
 - ・情報公開はガバナンスの基本。首長・行政はマニフェストのPDCAサイクルを機能させ、財政状況の監視や他地域との比較をしやすくすべき。
3. 政策本位の基礎自治体経営と職員のマネジメント
 - ・首長マニフェストを総合計画に反映し、首長の諮問会議など戦略組織を構築、政治任用などによるスタッフ強化。
 - ・マニフェストと連動した職員の目標設定、政策・成果・顧客志向など生産性・効率性向上マネジメントや意識改革。

III 行政監視・政策形成拠点として自治をリードする地方議会の改革

1. 首長・行政の政策決定・実施に対するチェック・アンド・バランス機能—行政監視機能、政策立案・立法機能の向上
2. 市民に開かれた活性化した議会—市民の意見集約とそれに基づく政策論争
3. 独自性のある「議会基本条例」の制定による新たな地方議会を
4. 地域主権時代における地方議員のあり方
 - ・地方議会の役割・機能を検討した上で、地方議員の身分・役割・職責・職務などの明確化。
 - ・議員定数は議会に求める要件やコストなどを勘案し、各地域に応じて相応しい定数とする。
 - ・各地域において、地方議員の定数、資質、評価・報酬などをトータルで再検討すべき。
 - ・選挙時は各候補者は首長マニフェストに対する考え方とともに、自身のマニフェストを作成・公開。当選後は議員立法など積極的に政策提案を行うべき。

IV 市民の積極的参加によるガバナンス強化

1. 市民は「公（公共）は官民双方で支え構築する」という自覚と責務をもち、政策本位の選択・投票行動を
2. 公共の担い手としての企業
3. NPO、オンブズマン活動の拡充、活性化

おわりに～市民の意識改革こそ、ガバナンス改革の原点～

- 地方分権改革のゴールは、地方自治を「市民」の手に取り戻すという真の民主主義社会の構築。
- 地方自らのガバナンス機能を高めるには、地方分権改革を更に推進し、地方自治法、地方財政法など地方に関わる法律を一本化、簡素化するなど国の関与を最小限にする法律の抜本改革が必要。
- 地域主権時代において、ますます地方議会の役割は大きくなり、議会改革は喫緊の課題。
- ガバナンスの原点は「市民」。「市民」としての意識改革を喚起する、情報公開を始めとする仕組みづくりが重要。